

大和市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第8号

大和市公印規則の一部を改正する規則

大和市公印規則（平成18年大和市規則第94号）の一部を次のように改正する。

別表第1職印の表、専用市長印の項用途の欄中「(平成24年法律第84号)」の次に「、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）」を加える。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。